

信用保証料率表

平成22年4月1日

(単位:年率%)

別表1

区分	制度名	信用保証料率(注1)									連合会が提示したガイドライン以外の項目も考慮している	財政援助等の方法に変更がある場合		
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			割引・割増料率の適用	
協会制度	普通保証(一般保証)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
	特別小口保証	0.90									有り(注4)			
	予約保証	-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	有り(注3)			
	小口零細企業保証資金 を利用した場合	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	有り(注3)			
	小口零細企業保証資金	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	有り(注3)			
	条件変更対応保証制度	0.88									有り(注4)			
	特定社債保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
	流動資産担保融資保証(根保証)	0.68									有り(注4)			
	流動資産担保融資保証(個別)	0.68									有り(注4)			
	公害防止	1.35									有り(注3)			
	エネルギー対策	1.35									有り(注3)			
	新事業開拓	1.35									有り(注3)			
	海外投資関係	1.35									有り(注3)			
	当座貸越(貸付専用型)根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)			
	事業者カードローン当座貸越根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)			
	長期経営資金保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
	風俗営業飲食業	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
	中堅企業特別保証	0.75(有担保)				0.65(無担保)					有り(注4)			
	事業再生保証	2.20									有り(注3)			
	資金繰り円滑化借換保証(注2)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注4)			
	下請振興関連保証	0.56									有り(注4)			
	一括支払契約保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	有り(注3の②のみ)			
	緊急保証(略称:全国緊急)	0.80									有り(注4)			
	根保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
	(手形割引根保証)	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	有り(注3)			
	新1000保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)			
順風満帆(琉銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
速マル(琉銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
ステップ・アップ8000(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
TKC会員税理士顧問事業者融資(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
即銭力7(沖銀)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
かいぎんベストパートナーローンII型	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	有り(注3)				
県制度	短期運転資金保証(一般貸付)	1.50	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	短期運転資金保証(売債貸付)	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	0.43	有り(注4)			
	小規模企業対策資金融資保証	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	但し、特に該当する場合	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	有り(注4)			
	小規模企業対策資金:特小(安里川)	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	有り(注4)			
	小口零細企業資金	1.75	1.60	1.45	1.30	1.10	1.10	0.90	0.70	0.50	有り(注3)		○	
	小口零細企業資金(安里川)	1.45	1.30	1.15	1.00	0.80	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	経営振興資金保証	1.50	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	新事業分野進出資金	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	雇用創出促進資金融資保証	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	組織強化育成資金 融資保証	一般貸付	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	緊急貸付		0.55									有り(注3)		
	観光リゾート振興資金融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	中小企業セーフティネット資金(一般)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	中小企業セーフティネット資金 (セーフティネット保証)	0.55									有り(注4)			
	中小企業セーフティネット資金 (緊急保証)	0.55									有り(注4)			
	中小企業再生支援資金融資保証(一般)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○	
	中小企業再生支援資金融資保証 (セーフティネット保証)	0.55									有り(注4)			
	高騰原油・ 支原材料 資金	原油高騰対策支援資金保証 (注5)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		
		原油高騰対策支援資金保証 (セーフティネット保証)(注5)	0.55									有り(注4)		
原材料貸付 (原材料価格高騰対応等緊急 保証適用)(注6)		0.50									有り(注4)			
(平成22年4月1日以降分)		0.45									有り(注3)		○	

信用保証料率表

平成22年4月1日

別表1

(単位:年率%)

区分	制度名	信用保証料率(注1)									引割・引増料率の適用	連合会が提示したガイドライン以外の項目も考慮している	財政援助等の方法に変更がある場合
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
	産業振興資金(物産貿易振興貸付)融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○
	産業振興資金(オキナワ型産業振興貸付融資保証)	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○
	産業振興資金(企業立地推進貸付)融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○
	創業者支援資金融資保証	1.35	1.25	1.10	0.95	0.80	0.75	0.70	0.60	0.45	有り(注3)		○
	創業者支援資金融資保証(創業等関連適用分)	0.85									有り(注4)		
	ベンチャー支援資金融資保証	1.40	1.30	1.15	1.00	0.85	0.80	0.75	0.60	0.45	有り(注3)		○
市町村制度	那覇市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	宜野湾市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	石垣市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	浦添市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	名護市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	沖縄市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	豊見城市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	宮古島市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
	糸満市小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○
	但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)		
北谷町小口	1.45	1.35	1.20	1.05	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45	有り(注3)		○	
但し、特小に該当する場合	0.60									有り(注4)			

(注1)財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定。

これに定性情報を加味して料率を決定する。

なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、第5区分の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。

- ①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
- ③金融機関からの借入れ(当該保険に係るものに限る。)に係る連帯債務を負担する事業者

(注2)資金繰り円滑化借換保証は、利用する各制度に定める料率による(割引・引増の有無含む)。

【定性要因割引】

(注3)①中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者、または会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

②担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行う。

(注4)中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、または会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類を提出できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げる。

(注5)原油高騰対策支援資金で平成20年11月1日から平成21年3月31日の間に保証申込みがあり、かつ保証承諾する分についての信用保証料は全額沖縄県の補助とする。

(注6)原材料貸付(原材料価格高騰対応等緊急保証適用)で平成20年12月15日からの保証申込で、かつ保証承諾する分についての信用保証料は全額沖縄県の補助とする(平成22年3月31日まで)。